

件名	都区制度改革に関する陳情			
提出者住所氏名	新宿区西新宿八丁目2番5号 新宿ウエストビル1F 自治労連特別区職員労働組合連合 執行委員長 桑原昭俊 外1人			
受理年月日	平成18年2月8日	受理番号	第3号	
<p>要旨</p> <p>東京都の「行財政改革の新たな指針」を具体化するに当たっては、23区などの関係機関の意見を取り入れた上で慎重に検討するよう、東京都に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>東京都は2005年11月に「行財政改革の新たな指針」を発表し、その中で地方自治制度の改善の方向として、現行の23区ではない、二層制を前提とした都区制度の抜本的見直しの検討を進めることを明らかにしました。</p> <p>この「指針」では、大都市経営の総合性・一体性を強調し、「大都市の区域に基礎的自治体を複数認めた上で、広域的自治体は、広域的行政課題の解決に特化すると、その中間に一体的な大都市経営の主体が必要となる。この場合、地方自治組織は三層制となるが、簡素・効率化の観点からも選択すべきではない」と述べています。</p> <p>そして、特別区が大都市経営の主体となるためには、23区の合併を示唆する「核となる地域」や東京市の復活につながる「大都市」を提示しています。その結果、23区の基礎自治体としての役割を否定し、市町村合併推進のために過渡的に設けられた「地域自治組織」へと転換し、東京都への集権を示唆しています。</p> <p>一方、特別区制度調査会は10月に「東京における新たな自治制度を目指して 都区制度の転換」の報告で、東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の再構築の必要性から、新たな基礎自治体のイメージを提示し、区民に議論を呼びかけています。</p> <p>この「報告」では、シナリオ1として「東京市連合機構」(仮称) または、「共同維持機構」(仮称)を提示し、シナリオ2として23区を一般の「市」とし、共同処理の方策を検討するよう提示しています。</p> <p>23区は、戦後、自治権拡充を目指して幾多の壁を乗り越えてきました。東京都の内部団体から基礎自治体としての内容を充実しつつあります。23区は、区民の生活水準の向上を目指し、憲法で保障する生存権を確保して、区民の生</p>				

活を守る砦としての役割を果たす基礎自治体であるべきだと私たちは考えています。

さらに、さまざまな行政課題を実施するに当たっては、自治体や議会の意見はもとより、パブリックコメントなどの都民の意見も十分聴取した上で、施策を決定する時代です。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上